

平成31年1月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成31年1月8日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成31年1月8日(火) 午後3時00分
- 3 閉会日時 平成31年1月8日(火) 午後3時45分
- 4 出席委員(13名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	5番 金 沢 幸 弘 委員
6番 木 村 喜 和 委員	7番 古 里 厚 子 委員
8番 小野寺 邦 男 委員	9番 久 田 伸 一 委員
10番 四 木 俊 一 委員	11番 砂 渡 精 一 委員
12番 附 田 京 子 委員	13番 沖 澤 勝 委員
15番 金 淵 盛 一 委員	
- 5 欠席委員(2名)

4番 松 嶋 清 治 委員	14番 渡 辺 耕 一 委員
---------------	----------------
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第36号 農地の転用事実に関する照会について
報告第37号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について
報告第38号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可証の交付について
議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第27号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第28号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第29号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 7 会議録署名委員
13番 沖 澤 勝 委員 1番 田 中 誠 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 佐 藤 一 也
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成30年12月26日告示招集いたしました平成31年1月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。
会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成30年12月26日告示招集されました平成31年1月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、4番 松嶋 清治 委員、14番 渡辺 耕一 委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

13番 沖澤 勝 委員、1番 田中 誠 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第38号で、10番 四木 俊一 委員が該当しますので発言権がありません。議案第28号で、私と11番 砂渡 精一 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第34号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第34号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第34号を報告済みといたします。

次に報告第35号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第35号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

8番 33番は面積が少ないですが、他に周辺農地も解約する予定ですか。それとも
小野寺委員 この1筆のみの解約ですか。

次 長 1筆のみ機械が入れないという理由で解約です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第35号を報告済みといたします。

次に報告第36号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第36号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

9番 筆数が多いですが、同一所有者ですか。
久田委員

次 長 同一所有者です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第36号を報告済みといたします。

次に報告第37号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第37号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第37号を報告済みといたします。

次に報告第38号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第38号「競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可証の交付について」ご説明
いたします。

最高価買受申出人となった競(公)売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づ
く許可申請について、別紙のとおり許可証を交付したので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第38号を報告済みといたします。

次に、議案第26号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明
いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、
審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員
より報告をお願いします。

12番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。

附田委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第26号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第26号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第27号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

9番 42番は5年契約ですが、何か理由はあるのでしょうか。
久田委員 また、5年契約の場合に交付金の対象になるのでしょうか。

川村主査 契約年数は所有者の意向で、5年になっています。
交付金は10年以上の貸付けでなければ対象外です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第27号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第28号を上程する前に、私と11番 砂渡 精一 委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席し、職務代理者が議長を務めます。
(金淵会長、砂渡委員退室)

職務代理者 議案第28号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。
それでは、議案第28号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第28号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理者 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

8番 荒廃農地と判断されたということで、どのような判断基準で非農地になるのでしょうか。
小野寺委員

次 長 沢沿いで耕作が出来ない所や、水が湧くなど条件の悪い場所などは、遊休農地になりやすく、状況により非農地と判断します。
また、国からも優良な農地を残していくよう意向が示されています。集積・集約を進めていく為にも、耕作出来ない農地についての非農地判断は妥当であります。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第28号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 ご異議なしと認めます。
よって議案第28号は承認することに決定いたしました。

議案第28号の審議が終了しましたので、金淵 盛一 会長、11番 砂渡 精一 委員の入室を求めます。
(金淵会長、砂渡委員入室)

議 長 次に、議案第29号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第29号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第29号は承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会1月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時45分 】